

蒲郡市公共施設マネジメント実施計画見直し検討会議設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市公共施設マネジメント実施計画（以下「実施計画」という。）の見直しを行うため、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画見直し検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施計画の見直しに関する事項の審査及び調整
- (2) 実施計画の見直し原案の立案
- (3) その他実施計画の見直しに必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから市長が指名する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 令和3年5月13日付け国立大学法人東海国立大学機構との学術コンサルティング契約に関する業務仕様書4(1)の規定に基づき選任された有識者
- (2) 蒲郡市公共施設見直し検討委員会設置要綱（平成24年5月9日制定）別表第1に掲げる委員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、実施計画の見直しが完了する日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意

見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより会議の円滑な運営に支障が生じると認められる内容については、非公開で行うものとする。

(作業部会)

第7条 実施計画の見直しに関する検討事項の調整及び調査・研究を行うため、検討会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の部会員は、市の職員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 検討会議及び作業部会の庶務は、総務部公共施設マネジメント課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、実施計画の見直しが完了する日限り、その効力を失う。